

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	1
公 告	
○高知県功労者の表彰（人 事 課）	1
○令和5年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者（畜産振興課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の役員の退任（ 〃 ）	2
○土地改良区の解散の認可（ 〃 ）	2
○土地改良区の清算人の就職（ 〃 ）	2

告 示

高知県告示第697号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
西田順天堂薬局	南国市田村乙2040-3	令 5 ・ 10 ・ 1
日章店		
モリタ薬局	須崎市緑町4-31	〃 〃 〃

よどや薬局四万 四万十市渡川三丁目1番6号 〃 8・1十渡川店

高知県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
寺村歯科	南国市緑ヶ丘二丁目201	令 4 ・ 12 ・ 31
藤本歯科医院	吾川郡いの町枝川311-1	令 5 ・ 9 ・ 1

高知県告示第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
令和5年10月高知県告示第661号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
四万十ショッピングガーデン  
四万十市具同八反田3189-2
- 意見の概要  
意見なし

高知県告示第700号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡東洋町野根字和留谷上乙2938の2、字和留谷下乙2949
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町内京坊字小松ジマ308番1から 安芸郡安田町内京坊字小松ジマ319番1まで	前	4.5 }	140
	後	6.5 }	140

公 告

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項及び第3条第1項の規定により、令和5年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

功績分野	氏名	住所
地方自治関係 同 同	小 永 正 裕 酒 井 祥 成	幡多郡黒潮町入野 高岡郡四万十町地吉
	宮 本 幸 輝	四万十市中村一条通三丁目
商工業関係	吉 村 保 利	高知市横浜西町
建設業関係	山 本 修	幡多郡黒潮町佐賀
社会福祉関係	宮 地 亀 好	香美市土佐山田町神母ノ木

同	中 屋 優 子	高知市鏡小浜
同	岡 本 圭 美	香美市土佐山田町楠目
保健衛生関係	刈 谷 隆 明	高知市上町五丁目
同	角 谷 広 子	香南市野市町西野
同	谷 内 亮 水	高知市横内
災害防除関係	橋 本 章 一	高岡郡四万十町平串
公共福祉関係	筒 井 良 一 郎	土佐郡土佐町石原
特別県勢功労	吉 本 幸 男	京都府京都市上京区大宮通 榎木町下る一丁目
同	金 田 準	神奈川県横浜市港北区新吉 田東五丁目

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和5年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を令和5年10月13日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

受講者番号

1 2 3 4 5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	小松 純介	安芸市赤野甲2733番地3
〃	近藤 康夫	〃 〃 950番地
〃	前田 幸利	〃 〃 887番地
〃	包國 直樹	〃 〃 192番地
〃	小松 幸宏	〃 赤野乙1492番地
〃	仙頭 等	〃 〃 1437番地
〃	細川 功二	〃 〃 1825番地
〃	宮崎 武士	〃 〃 1833番地
〃	有光 弘行	〃 〃 1857番地
〃	細川 智志	〃 〃 768番地
〃	尾木 宏至	〃 〃 532番地
〃	谷岡 均	〃 〃 224番地
〃	尾木 祐司	〃 〃 2933番地2

〃	細川 元彌	安芸郡芸西村和食甲1372番地2
〃	前田 浩功	安芸市穴内甲50番地2
〃	萩野 裕和	〃 本町二丁目6番10号
監事	小松 昭彦	〃 赤野乙1428番地
〃	尾木 満	〃 〃 491番地
〃	細川 晃	〃 〃 1952番地2
(就任)		
理事	横田 譲次	安芸市赤野甲3579番地
〃	近藤 大地	〃 〃 995番地
〃	高橋 進	〃 〃 667番地
〃	吉田 裕二	〃 〃 232番地
〃	大野 庸吉	〃 赤野乙2733番地1
〃	仙頭 哲郎	〃 〃 1436番地2
〃	細川 誠	〃 〃 1847番地
〃	小松 友宏	〃 〃 1822番地
〃	有光 弘行	〃 〃 1857番地
〃	栗山 智充	〃 〃 764番地
〃	谷岡 良一	〃 〃 224番地
〃	小笠原泰郎	〃 〃 534番地
〃	尾木 佑一	〃 〃 2933番地123
〃	前田 浩功	安芸市穴内甲50番地2
〃	國田 昌文	香南市夜須町手結山1558番地11
〃	細川 元彌	安芸郡芸西村和食甲1372番地2
監事	尾木 満	安芸市赤野乙491番地
〃	包國 浩哉	〃 〃 2053番地
〃	小松 幸宏	〃 〃 1492番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市三里土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
理事	中平 潤一	四万十市三里399番地1
〃	西村 吉富	〃 〃 1278番地
〃	岡村 邦幸	〃 〃 1277番地
〃	弘田 公生	〃 具同284番地2
〃	弘田 和行	〃 〃 三里1240番地
〃	弘田 憲行	〃 〃 1213番地
〃	浅井 廣	〃 〃 406番地2
〃	山下 洋文	〃 〃 2764番地7

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定によ

り、四万十市三里土地改良区の解散を令和5年10月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、四万十市三里土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和5年11月6日

高知県知事 濱田 省司

氏 名	住 所
山下 洋文	四万十市三里2764番地7
弘田 和行	〃 〃 1240番地